

須磨区内小学校における不祥事案に係る教員の分限処分 についての分限懲戒審査会のコメント

この度の神戸市の職員の分限及び懲戒に関する条例第2条ほかの改正により、職員をその意に反して休職にすることができる場合として、「重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合」が付け加えられた。

地方公務員法第28条第2項に定める意に反する休職の事由は、事由の存否が客観的に明らかなものであるので、職員の権利擁護に問題はないが、今回の条例改正で追加された休職を命ずることが出来る事由は、重大な非違行為であるかどうか、起訴されるおそれがあるか、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるかの3点の要件について、判断しなければならない。しかもその判断は、職員の権利に重大な不利益を及ぼすものであるから、正確な事実認定と厳格な判断・解釈が必要とされるであろう。

本来、そのような判断は懲戒処分においてなされるべきであり、そのような判断ができるのであれば、それはもはや休職を命ずるよりは、懲戒処分として停職や免職を命ずるべきものであろう。本件は、厳格な解釈・判断が求められる一方、確定的な判断をする懲戒処分の前に行わなければならないという、ジレンマを内包しているのである。

そこで、本件について現段階での調査資料による限り、重大な非違行為とは言え、加害職員4人の間にもその行為に軽重があって、一律には論じられない。刑事処罰に関する動きにしても、被害届が出されて警察の捜査が始まった段階であり、事案の性質上、起訴される蓋然性が高いとは言えない。また、一部の教諭においては、その蓋然性が非常に低いと思われる。従って、当審査会としては、本件について、改正条例を適用することは不相当であると考え。むしろ、第三者委員会の報告が出た後、速やかに懲戒処分をされるべきである。

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会